

9. 河川管理の現況

河川の維持管理に関しては、洪水や高潮等による災害防止のため堤防、護岸、樋門、雨量・水位観測所および水質改善のための浄化揚水施設等の河川管理施設の機能を維持するため、日常管理を行っている。河川管理施設等の適切な維持管理を行うことにより、洪水等による災害発生の防止に努めるとともに、河川管理施設の長期維持管理費の縮減を目指す。

9.1 管理区間

大和川水系の直轄管理区間は、大和川本川は河口から奈良県川西町吐井田井堰下流端までの37.6km、石川0.8km、曾我川1.9km、佐保川8.0kmの3つの支川を含む全長48.3kmである。

大阪府が管理を行う指定区間は22河川、約167.1km、奈良県が管理を行う指定区間は158河川、約570.0kmにおよぶ。

昭和12年～昭和40年	
大和川	： 河口 ～大阪府国分村(現柏原市) 奈良県王寺町～同県川西村(現川西市)
昭和41年～ (直轄区間の延長)	
大和川	： 河口～奈良県川西村(現川西市) 37.6km
石川	： 大和川合流点～大阪府美陵町(現藤井寺市) 0.8km
曾我川	： 大和川合流点～奈良県広陵町 1.9km
昭和46年～ (直轄区間の延長)	
佐保川	： 大和川合流点～奈良県奈良市 8.0km



図 9.1 直轄管理区間の変遷

表 9.1 管理区間延長

管理者	河川名	管理区間延長(km)
国交省	大和川	37.6
	石川	0.8
	曾我川	1.9
	佐保川	8.0
	直轄区間合計	48.3
大阪府	22 河川	167.1
奈良県	158 河川	570.0
直轄区間+指定区間		785.4

9.2 維持管理

大和川の河川管理施設は古い施設が多く、定期的な巡視・点検を実施し、対策が必要な施設について維持・修繕・応急対策等の維持管理を行っている。

(1) 河川管理施設

大和川の直轄管理区間の堤防整備状況は、堤防整備率 88%である（完成堤防、暫定堤防の合計値）。

表 9.2 直轄管理区間の堤防整備状況（平成 19 年 3 月時点）

種別	延長 (km)
完成堤防	46.1 (59.1%)
暫定堤防	22.5 (28.8%)
未施工区間	9.4 (12.1%)
堤防不必要区間	15.7
合計	93.7

※延長は、直轄管理区間の左右岸の合計である。

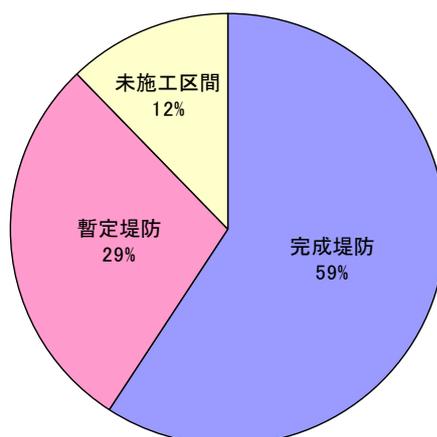


図 9.2 直轄管理区間の堤防整備状況（平成 19 年 3 月時点）

堤防護岸を除く主な河川管理施設は堰 2 箇所、樋門樋管等 22 箇所、水門 1 箇所、陸閘 1 箇所、浄化施設 19 箇所、貯留施設 1 箇所の計 46 箇所存在する。

表 9.3 主な河川管理施設

堰	樋門樋管等	水門	陸閘	浄化施設	貯留施設	計
2	22	1	1	19	1	46

(2) 河川巡視及び点検

洪水や高潮等による災害の発生を防止し、河川の適正な利用、河川環境の整備と保全の観点から日々の河川巡視や点検を行っている。大和川の主な河川巡視項目は以下のとおりである。

表 9.4 河川巡視項目

項目	内容
(1) 河川区域等における違法行為の発見	河川巡視は、河川法で規定されている違法行為を発見・是正するため、河川法で規定した河川区域及び河川保全区域、河川予定地等において、許可が必要とされている行為を無許可で行っていたり、禁止されている行為を行っているものについて発見・報告する。
(2) 河川管理施設及び許可工作物の維持状況の確認	河川巡視は、河川管理施設がそれぞれ求められる機能を十分発揮するため、その維持の状況を確認し、目視レベルで認められる変状について報告する。 また、許可工作物については、許可どおりに維持管理されているかどうかを確認し、目視レベルで認められる変状について報告する。 なお、本項では堰や樋門・樋管等の動作確認や塗装・補修等の施設点検は含まれない。
(3) 河川空間の利用調整に関わる情報収集	河川巡視は河川空間が地域の人々に適正に利用され、また、必要な河川環境の整備を実施するために、河川空間の利用状況を把握すると共に、河川空間における好ましくない河川利用の状況（車両の放置、許可された栈橋以外での係留、他の利用者の危険を及ぼす利用形態等）について発見・報告する。 また、河川の基礎的情報を収集するため、河川区域における利用上の特筆されるべき事象（漁労上の仕掛け等の設置、禁漁期間、河川における行事、新たな河川利用形態）等について情報を把握・報告するものとする。
(4) 河川の自然環境に関する情報収集	河川巡視は河川区域内の自然環境を適切に整備・保全するため、その基礎情報として、河川の自然環境に関わる特筆されるべき事象（代表的な植物の開花、渡り鳥の飛来・飛去、魚の集団産卵、瀬切れの発生等）について把握・報告する。

(3) 不法投棄

河川管理者が管理を行っている高水敷や堤防法面などには、家電、バイク、家庭ゴミ等の不法投棄や畑、住居、倉庫などの不法占用がみられる。

不法投棄については、定期的に撤去作業が行われているが、再び投棄が行われている状況であり、対策として、啓発活動や付近住民の方との清掃活動を実施している。

ホームレス小屋については、河川管理者による巡回指導を行うとともに、自治体のホームレス担当部局と連携し、対策を実施している。また、長期不在者で生活痕が残っていない小屋については、撤去警告看板を貼付し、連絡がなければ廃棄物として撤去している。



写真 9.1 国道 26 号大和川大橋付近（右岸）



写真 9.2 大正橋下（右岸）



写真 9.3 遠里小野橋付近（右岸）



写真 9.4 堺市南島町四丁付近（左岸）

9.3 水防体制

(1) 河川情報の概要

大和川流域には 15 箇所の雨量観測所と 11 箇所の水位観測所が存在する。これらの観測所はリアルタイムのデータ収集をすることができる。これらのデータを用いて河川の水位予測等を行い、流域住民の防災活動等に活用している。



図 9.3 大和川河川事務所が設置しているテレメータ雨量観測所



図 9.4 大和川河川事務所が設置しているテレメータ水位観測所

(2) 河川情報の収集・伝達

洪水による被害をできるだけ軽減できるように、光ファイバー網や CCTV の整備(現在、49基の CCTV を配置)を進めるとともに水防警報、洪水予報等の河川情報の迅速な提供や伝達体制の強化等ソフト対策を進めている。



●光ファイバーの整備状況

	計画(km)	実績(km)
大和川	114.7	29.7
佐保川	18.2	6.6
亀の瀬	8	7.9
全体	140.9	44.2

●CCTVの整備状況

	計画(箇所)	実績(箇所)
大和川	64	25
佐保川	20	9
亀の瀬	16	15
全体	100	49

図 9.5 CCTV の整備状況

(3) 水防警報

大和川では、洪水による災害が発生する恐れがある場合、各水位観測所の水位をもとに水防管理者に対し、河川の巡視や災害発生防止のための水防活動が迅速、かつ的確に実施されるように水防警報を発令している。

表 9.5 水防警報対象観測所

河川名	観測所名	府県名	位置		水防団待機水位 (指定水位) (m)	はん濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	計画高水位 (m)
			地先名	標高(km)				
大和川	柏原	大阪府	大阪府 藤井寺市大井	17.029	1.50	3.20	3.40	7.315
大和川	板東	奈良県	奈良県 大和郡山市板東	35.839	2.00	3.00	3.50	5.640
曾我川	保田	奈良県	奈良県磯城郡 川西町保田	合 0.820	2.00	3.00	4.00	5.940
佐保川	番条	奈良県	奈良県大和郡山 市番条町	合 4.030	1.00	2.40	2.70	3.922

(4) 洪水予報

大和川では、水防法第 10 条及び気象業務法第 14 条に基づく洪水予報指定河川であり、以下の区域が指定されている。大阪管区气象台と共同で洪水予報の発表を行い、流域への適切な状況提供を実施している。

表 9.6 大和川水系洪水予報実施区域

河川名	予報区域名	実施区間	洪水予報基準地点
大和川	大和川上流	奈良県磯城郡川西町大字吐田字幸エ門裏 970 番地先吐田井堰下流端から奈良・大阪府県境まで	板東(国)
	大和川下流	奈良・大阪府県境から海まで	柏原(国)
石川	石川	町井大橋から大和川合流点	富田林(大阪府)

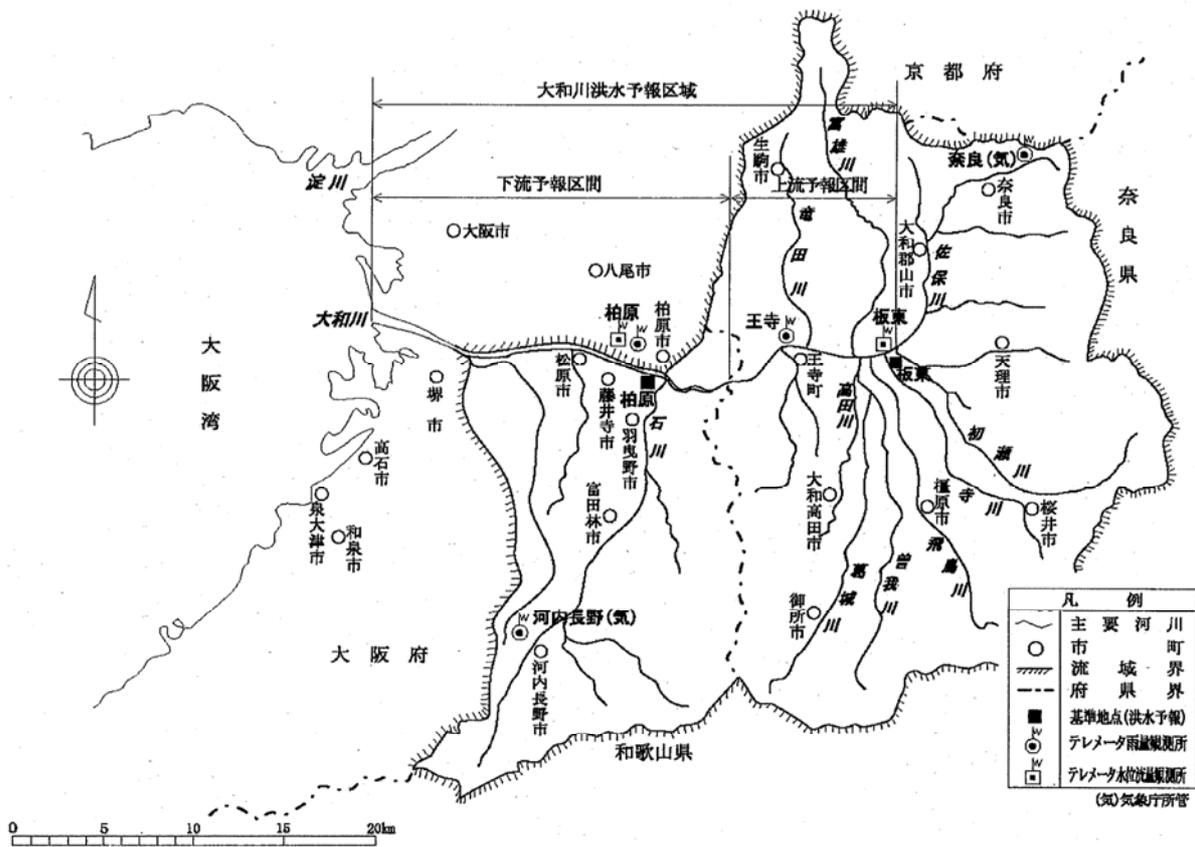


図 9.6 大和川洪水予報区間位置図

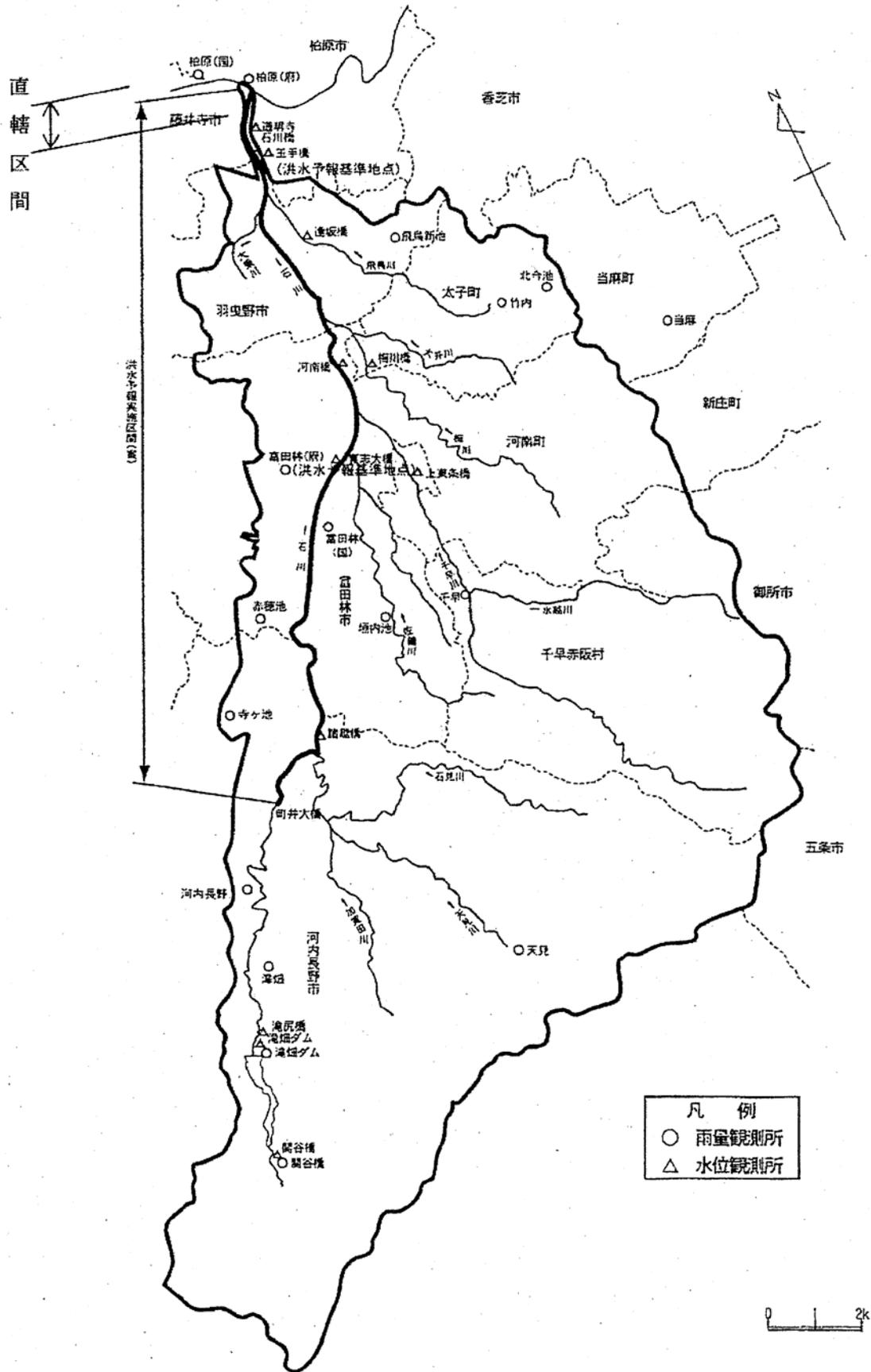


图 9.7 石川洪水予報区間位置图

9.4 危機管理の取り組み

(1) 水防連絡会議

適切な水防活動に資するため、水防団の河川巡視および情報連絡、重要水防個所の説明等、水防にかかわる事項の説明や意見聴取を行うことを目的に水防関係機関で組織した水防連絡会議を設立している。

表 9.7 水防連絡会議メンバー

機関・団体	メンバー
国	近畿地方整備局 大和川河川事務所
大阪府	鳳土木事務所、八尾土木事務所、富田林土木事務所
奈良県	奈良土木事務所、郡山土木事務所、桜井土木事務所、高田土木事務所
市 町	大阪市、八尾市、柏原市、藤井寺市、松原市、(大和川右岸水防事務組合、泉州水防事務組合)、奈良市、大和郡山市、玉寺町、三郷町、河合町、斑鳩町、安堵町、広陵町、川西町、三宅町

(2) 洪水危機管理への取り組み

水防関係団体だけでなく、平常時から流域住民に対する危機管理意識形成を図るとともに、洪水発生時の被害を最小に抑えるため、大和川(平成 14 年 3 月指定)、曾我川(平成 19 年 5 月指定)、佐保川(平成 19 年 5 月指定)の浸水想定区域図を作成・公表している。

各市町村では、これに基づいて洪水ハザードマップを作成し、水防計画・避難計画の策定を行い、洪水危機管理体制を充実させている。

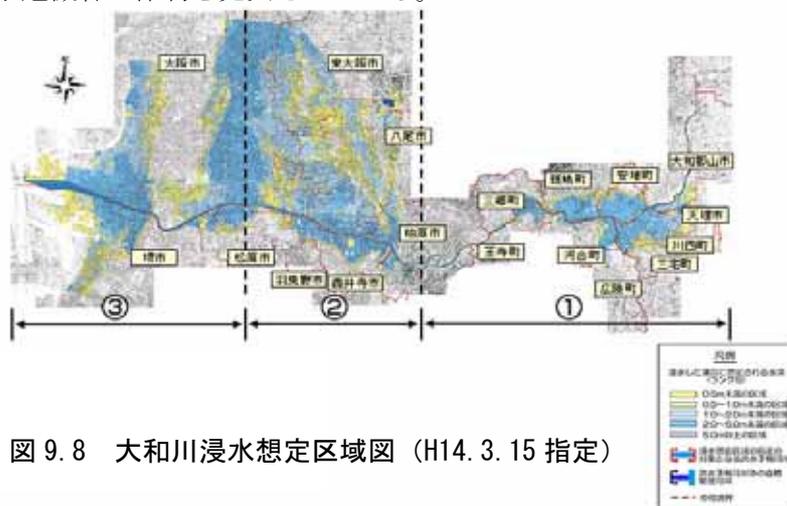


図 9.8 大和川浸水想定区域図 (H14. 3. 15 指定)

表 9.8 洪水ハザードマップ公表市町村(大和川水系(直轄河川区間))

大阪市	H18. 3	三郷町	H20. 3	橿原市	H20. 4
八尾市	H18. 5	天理市	H20. 3	川西町	H20. 5
堺市	H18. 8	平群市	H20. 3	大和郡山市	H20. 5
松原市	H19. 3	安堵町	H20. 4	田原本町	H20. 6
柏原市	H19. 5	三宅町	H20. 4	御所市	H20. 6
斑鳩町	H19. 5	河合町	H20. 4	藤井寺市	H20. 4
羽史野市	H20. 4	東大阪市	H20. 4		

(平成 20 年 6 月末現在)